

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	須坂市

須坂市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 須坂市 産業振興部 農林課
所在地 須坂市大字須坂1528番地1
電話番号 026-245-1400(内線3415)
FAX番号 026-246-0750
メールアドレス s-nourin@city.suzaka.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥類：カラス 獣類：イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシン、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	須坂市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	トウモロコシ、ぶどう	被害面積 0.04ha 被害金額 277千円
カラス	トウモロコシ、りんご ぶどう	被害面積 0.02ha 被害金額 141千円
ニホンザル	トウモロコシ、ばれいしょ りんご、ぶどう、もも	被害面積 0.01ha 被害金額 65千円
ニホンジカ	りんご、プルーン	被害面積 0.01ha 被害金額 26千円
ハクビシン	トウモロコシ、ぶどう、柿	被害面積 0.03ha 被害金額 301千円
ツキノワグマ	りんご、ぶどう	被害面積 0.01ha 被害金額 71千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

カラス	須坂市内の農地全域で果樹を中心とした被害が発生している。特にぶどう被害は増加傾向にある。
ニホンザル	須坂市内の里山付近（井上八町、坂田本郷、仁礼米子、豊丘）にひと群れ約20～40頭で出没し、果樹、トウモロコシを中心に食害が発生している。
イノシシ	須坂市内の中山間地域を中心に出没し、主に畑の堀起こし被害。水稻は、掘り起こしや踏み荒らされた被害が発生している。近年は出没も増加している。

ハクビシン	須坂市内の農地全域でブドウなどの果樹を中心とした被害が発生している。近年は市街地出沒も増加しており、農作物被害だけでなく、家屋の屋根裏などに棲みつき、生活環境被害も発生している。
ニホンジカ	近年出沒が増加している。須坂市内の中山間地域を中心に出沒し春先にリンゴの芽などを中心とした果樹の被害が多い。加えて、森林内の広葉樹の食害も散見され始めた。
ツキノワグマ	近年出沒が増加している。果樹を中心とした被害が発生している。加えて、市街地出沒も増加しており、農作物被害だけでなく人身被害のおそれもある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額 (千円)	イノシシ	277	249
	カラス	141	127
	ニホンザル	65	59
	ニホンジカ	26	23
	ハクビシン	301	271
	ツキノワグマ	71	64
被害面積 (ha)	イノシシ	0.04	0.03
	カラス	0.02	0.01
	ニホンザル	0.01	0.01
	ニホンジカ	0.01	0.01
	ハクビシン	0.03	0.02
	ツキノワグマ	0.01	0.01

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・須坂市鳥獣被害対策実施隊により、わなや檻を設置 ・銃器によるカラスの駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の高齢化及び隊員数減少 ・銃器によるカラス駆除は、発砲の法規制から困難な地域が多い

追い払い や防護柵 の設置等 に関する 取組	・サル、イノシシ、シカ用電 気柵の設置 ・緩衝帯の設置	・防護柵設置後の維持管理労力 ・設置不可場所からの侵入
生息環境 管理その 他の取組	・緩衝帯の整備 ・カラス対策の実証実験	・当初、整備した緩衝帯が狭くな り、再整備が必要 ・実証実験の成果の普及 ・誘引物の撤去（放置果樹や生 ごみの適正処理）

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の老朽化や緩衝帯の狭まりが発生してきているため、緩衝帯の再整備や地域住民の力で電気柵等の更新や維持管理を推進していく。 ・実施隊の協力の下、檻やわなを使用した個体数調整を行う。 ・地域住民を中心に、ロケット花火やモデルガンを使用した追い払いを行う。 ・廃果の適正処理を広く周知し、誘引物を減らす。 ・鳥類対策に有効な手段を、周知していく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

須坂市鳥獣被害 対策実施隊	3方面隊編成で市内全域の有害鳥獣駆除を実施している。
------------------	----------------------------

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ カラス ニホンザル ニホンジカ ハクビシン ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員確保のために狩猟免許試験等の広報や新規狩猟者向けの狩猟者講習を行う。 ・捕獲檻やわなの導入を進める

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>野生鳥獣全般については、正確な生息数の把握が困難であるため、特定鳥獣については、長野県特定鳥獣保護管理計画に基づき、前年度の捕獲数と被害発生状況を勘案し決定する。</p> <p>特定鳥獣以外の鳥獣については、前年度の捕獲数と被害状況を勘案しながら決定する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100	100	100
カラス	75	75	75
ニホンザル	35	35	35
ニホンジカ	230	230	230
ハクビシン	50	50	50
ツキノワグマ	12	7	7

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害状況を考慮し、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と手段、場所、時期について協議したうえ、最も有効かつ効率的な捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
須坂市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	電気柵併用防護柵 1.0km(亀倉、仁礼地区)	電気柵併用防護柵 1.0km(豊丘地区)	電気柵併用防護柵 1.0km(大谷地区)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	・地区有害鳥獣駆除対策委員会を中心とした電気柵の管理やロケット花火、モデルガンを使用した追い払い		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス ツキノワグマ	・緩衝帯の設置、放置果樹撤去の広報、カラス対策の普及、ゾーニング管理

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

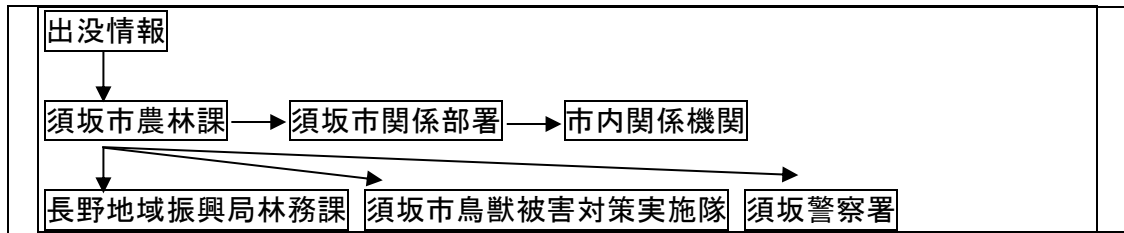
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野地域振興局林務課	鳥獣被害に関する情報提供
須坂市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の駆除、被害確認、見回り等
須坂警察署	危険被害防止指導、被害対策の助言、パトロール
須坂市	関係機関への連絡
須坂市農林課	野生鳥獣被害の相談窓口、事務局

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した野生鳥獣については、捕獲者各自において焼却・埋設・自家消費により処理を行う。
 処理加工に適したイノシシとニホンジカの個体については、近隣市町村の処理加工施設に搬入してジビエとして利活用を図る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食用に適した個体・部位をジビエとして活用を図る。
ペットフード	食用以外の肉・部位をペットフードとして活用を図る。
皮革	皮革に適した部分を装飾品等として活用を図る。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	骨・角は、一部を装飾品等として活用を図る。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	須坂市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
ながの農業協同組合	農作物の被害状況の把握
有害鳥獣駆除対策各地区団体	地区における駆除対策、電気柵の維持管理
須坂市猟友会	鳥獣被害、駆除に関する助言
長野地域振興局林務課	被害防止に向けた技術的支援
須坂市農業委員会	荒廃農地の現状把握
長野森林組合	緩衝帯整備の支援
須坂市農林課	事務局、有害鳥獣駆除計画の樹立

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
仁礼会	被害、出没情報提供
長野地域野生鳥獣被害対策チーム	被害防除支援、情報提供
須坂警察署	適正な銃器の使用等指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年度に須坂市猟友会に所属している者で実施隊を再編成。(令和5年10月1日) 須坂市の鳥獣被害対策実施隊員として有害鳥獣駆除に従事する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。